

三田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略 (介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 (介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

三田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略 (介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している</p>	<p>第1条～第9条 省略 (介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している</p>

<p>場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
---	---

三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第10条 省略 (介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 (介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第10条 省略 (介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p>	<p>第1条～第10条 省略 (介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p>

<p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
--	--

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表(第5条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第8条 省略 (介護補償)</p> <p>第8条の2 法第3条第5号の介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する費用を考慮して実施機関が定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (介護補償)</p> <p>第8条の2 法第3条第5号の介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する費用を考慮して実施機関が定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表(第6条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第8条 省略 (介護補償)</p> <p>第8条の2 法第3条第5号の介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態に</p>	<p>第1条～第8条 省略 (介護補償)</p> <p>第8条の2 法第3条第5号の介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態に</p>

<p>あり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する費用を考慮して実施機関が定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>あり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する費用を考慮して実施機関が定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>
--	--

三田市遊技場等の建築規制に関する条例新旧対照表(第7条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (禁止区域)</p> <p>第4条 建築主は、次の各号に掲げる区域において遊技場等の建築等をしてはならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から70メートル以内の地域</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(前号ウに掲げる施設を除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (禁止区域)</p> <p>第4条 建築主は、次の各号に掲げる区域において遊技場等の建築等をしてはならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から70メートル以内の地域</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(前号ウに掲げる施設を除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

三田市遊技場等の建築規制に関する条例新旧対照表(第8条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (禁止区域)</p> <p>第4条 建築主は、次の各号に掲げる区域において遊技場等の建築等をしてはならない。</p>	<p>第1条～第3条 省略 (禁止区域)</p> <p>第4条 建築主は、次の各号に掲げる区域において遊技場等の建築等をしてはならない。</p>

<p>(1) 省略</p> <p>(2) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から 100 メートル以内の地域 ア～イ 省略 ウ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条、<u>第 43 条及び第 43 条の 4</u>に規定する施設 エ～オ 省略</p> <p>(3) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から 70 メートル以内の地域 ア～ウ 省略 エ 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条<u>第 13 項</u>に規定する障害者支援施設(前号ウに掲げる施設を除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から 100 メートル以内の地域 ア～イ 省略 ウ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条<u>及び第 43 条</u>に規定する施設 エ～オ 省略</p> <p>(3) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から 70 メートル以内の地域 ア～ウ 省略 エ 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条<u>第 12 項</u>に規定する障害者支援施設(前号ウに掲げる施設を除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
---	---

三田市助産施設設置条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条 省略 (費用の徴収)</p> <p>第 2 条 助産施設において助産の実施をした者から徴収する費用は、法第 51 条 <u>第 2 号</u>に規定する費用の範囲内で市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第 1 条 省略 (費用の徴収)</p> <p>第 2 条 助産施設において助産の実施をした者から徴収する費用は、法第 51 条 <u>第 3 号</u>に規定する費用の範囲内で市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>